

## ウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

我が国においては、B型肝炎患者が約150万人、C型肝炎患者が約200万人いると言われており、ウイルス肝炎はまさに国民病と言える。B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気であり、肝臓がんの年間死者数は約3万人超で、その9割近くはB型、C型肝炎患者である。しかも、その大半が輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換などの医療行為による感染が原因と言われている。

平成18年6月16日、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者が、国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決では国の行政責任が認められた。

また、平成18年6月21日と8月30日、血液製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染被害者が、国と製薬企業を被告として損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟の大阪地裁判決及び福岡地裁判決でも国の行政責任・製薬企業の不法行為責任が認められている。

このように、司法の場においては、ウイルス性肝炎における国の政策の過ちが明確に認定されている。

よって国においては、ウイルス肝炎患者の救済と療養を支援するための諸施策に直ちに取りかかるよう下記のとおり要請する。

### 記

- 1 ウイルス肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること
- 2 ウイルス肝炎治療の医療費援助及び治療中の生活支援策を実施すること
- 3 ウイルスキャリアに対する偏見・差別を一掃すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日